

## 調査協力減算制度とは

### 制度の目的

事業者が公正取引委員会の**事件調査に協力するインセンティブを高める**ことにより、**効率的かつ効果的な事件の真相解明**、違反行為の排除・抑止を図るため。

### 制度の概要

事業者から課徴金減免申請がなされた場合に、申請順位に応じた課徴金額の減免率に加えて、**事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度（事業者の実態解明への協力度合い）に応じた減算率を適用する**制度。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	+	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（調査協力減算制度）	=	適用される減免率
前	1位	全額免除		+		 (注) 最大40%
	2位	20%	最大60%			
	3～5位	10%	最大50%			
	6位以下	5%	最大45%			
後	最大3社 (調査開始日前を含めて最大5社まで)	10%	+	最大20%	=	最大30%
	上記以下	5%				最大25%

(注) 調査開始日前1位の課徴金減免申請者は、調査協力減算制度の対象とならない。

## 事業者との合意と減算率

### 事業者との合意

(合意の種類)

① 特定割合についての合意

⇒ 合意時点までに事業者が把握している事実等を評価し、特定の減算率（特定割合）を合意において定める。

② 上限及び下限についての合意

⇒ 調査期間を通じて行われた協力の内容を評価し、合意において定める上限及び下限の範囲内で公正取引委員会が減算率を決定する。

公正取引委員会は、**通常、②上限及び下限についての合意の求めを行う。**

### 3つの「評価における考慮要素」

具体的かつ詳細であるか否か

「事件の真相の解明に資する」事項（※）について網羅的か否か

当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か

(※)  
事件の真相の解明に資する事項

違反行為に係る事項

①違反行為の対象となった商品又は役務、②違反行為の態様、③違反行為の参加者、④違反行為の時期、⑤違反行為の実施状況、⑥その他違反行為に係る事項

課徴金に係る事項

⑦課徴金額の算定の基礎となる額、⑧課徴金額の算定率



次ページに続く

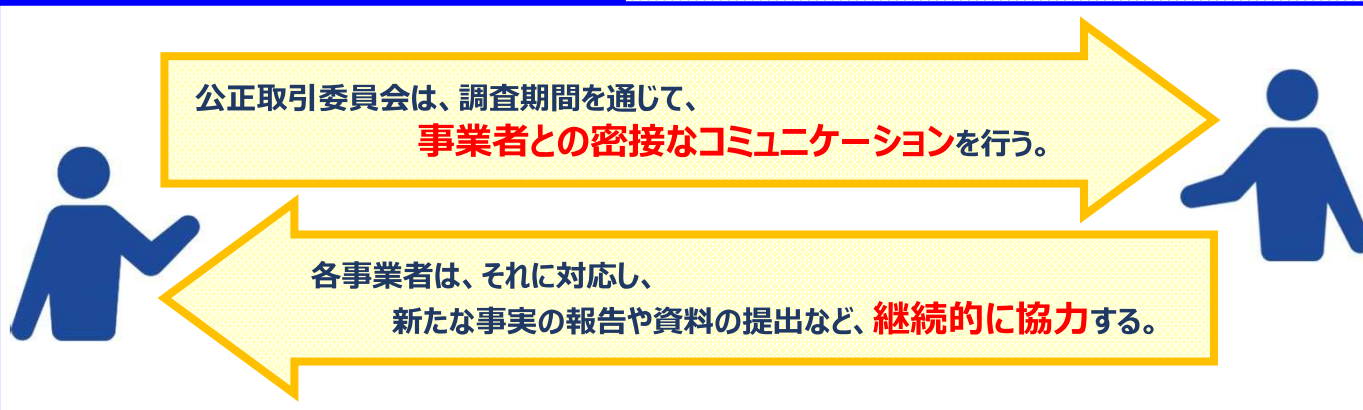


## 減算率

事件の真相の 解明に資する程度	高い (全ての要素を満たす)	中程度 (2つの要素を満たす)	低い (1つの要素を満たす)
調査開始日前	40%	20%	10%
調査開始日以後	20%	10%	5%

## 密接なコミュニケーションと継続的な協力

### 密接なコミュニケーションと継続的な協力



事業者が調査期間中に行った報告等の内容が、**3つの「評価における考慮要素」を全て満たした場合、合意において定めた上限の減算率を適用**する。

#### (注1) 個々の事件の真相の解明の状況

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、**事件の真相の解明の状況を踏まえつつ**、事業者が行った報告等の内容が、上記の3つの「評価における考慮要素」をそれぞれ満たしているか否かを考慮する。

#### (注2) 各事業者の関与の度合いや把握の状況

上記注1の各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる「事件の真相の解明に資する」事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した事業者の違反行為への**関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否か**といった、**事件の真相の解明の状況を踏まえること**となる。



公正取引委員会の事件調査に協力する事業者のインセンティブを高めることにより、効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う。